

宮城県公報

令和8年1月20日(火)
定期第665号

目次

告示

- 農用地利用集積等促進計画の認可（農業振興課）
- 令和2年宮城県告示第939号（優良品種の指定）の一部を改正する告示（みやぎ米推進課）
- 県営土地改良事業変更計画の縦覧（農村振興課）
- 保安林の指定施業要件の変更の予定（森林整備課）
- 道路の供用開始（道路課）
- 都市計画変更の図書の縦覧（都市計画課）
- 都市計画変更の図書の写しの縦覧（3件）（同）

公告

- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定（教育庁教育企画室）
- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告（警察本部会計課）

教育委員会

- 教育長に対する事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則（教育庁総務課）

内水面漁場管理委員会

- コイヘルペスウイルス病に係る指示（内水面漁場管理委員会事務局）

宮城県告示第15号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 18 条第 1 項の規定により、農用地利用集積等促進計画を次のとおり認可した。

令和 8 年 1 月 20 日

宮城県知事　村　井　嘉　浩

1 農用地利用集積等促進計画の概要

別冊のとおり

2 認可年月日

令和 8 年 1 月 20 日

宮城県告示第 16 号

令和 2 年宮城県告示第 939 号（優良品種の指定）の一部を次のように改正し、令和 8 年 1 月 20 日から施行する。

令和 8 年 1 月 20 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

第 1 号の表及び第 2 号の表を次のように改める。

(1) 稲

| 種類 | 品種名 | 来歴 | 優良品種採用年次(※) | 出穂期(月日) | 成熟期(月日) | 草型 | 芒の多少・芒の長短・ふ先色 | 品質 | 適地 | 特性概要 |
|-------|----------|------------------------------|-------------|---------|---------|------|---------------|-----|-----------------------------|--|
| 水稻うるち | ササニシキ | 奥羽 244 号 (ハツニシキ) ササングレ | 昭 38 | 8. 1 | 9. 15 | 穂数型 | 稀少・短・白 | 上の下 | 平坦地帯 | 良食味。稈はやや弱く、耐倒伏性は弱。耐冷性は弱で、いもち病に弱い。 |
| 同 | ひとめぼれ | コシヒカリ 初星 | 平 3 | 8. 2 | 9. 10 | 偏穗数型 | やや少・短・白 | 上の中 | 平坦地帯 | 良品質、極良食味。耐冷性強。粒数やや少なく、葉いもちにもやや弱い。 |
| 同 | まなむすめ | チヨニシキ 東北 143 号 (ひとめぼれ) | 平 9 | 8. 1 | 9. 9 | 中間型 | やや少・短・白 | 上の中 | 平坦地帯及び西部丘陵地帯、三陸沿岸地帯の標高の低い地域 | 耐冷性はやや強～強。強稈で耐倒伏性はやや強。極良食味。いもち病に強い。 |
| 同 | 東北 194 号 | ササニシキ ひとめぼれ | 平 25 | 8. 2 | 9. 13 | 穂数型 | 少・短・白 | 上の下 | 北部・南部平坦地、仙台湾沿岸、西部丘陵地 | ササニシキの食味を継承し、良食味。耐冷性は強、穂発芽性は難。いもち病抵抗性は葉いもちはやや弱、穂いもちは弱。 |
| 同 | げんきまる | 北陸 188 号 まなむすめ | 平 22 | 8. 5 | 9. 16 | 中間 | やや少・短・白 | 上の | 山間高冷地を除く県下 | 地力が高いほ場では多 |

| | | | | | | | | | | |
|----------------------------|----------------------------|-----------------------------------|------|------|------|------------------|-------------|-------------|--|---|
| | | | | | | 型 | | 中 | 一円（地力 が高 いほ 場） | 収が期待で きる。強稈で 耐倒伏性は 強。いもち病 ほ場抵抗性 は不明。 |
| 同 | コシヒカリ | 農林 22 号 農林 1 号 | 平 13 | 8.12 | 9.20 | 中 間 型 | 稀・短・白 | 上 の 下 | 南部平坦地 帶 | 良品質、良食 味。耐冷性は 強で、耐病 性、耐倒伏性 は弱。 |
| 同 | つや姫 | 山形 70 号 東北 164 号 | 平 21 | 8.10 | 9.21 | 中 間 型 | 稀・極短・ 白 | 上 の 中 | 南部平坦地 帶を中心と した平坦地 帶、仙台灣 沿岸地帶 | 良品質、良食 味。短稈で耐 倒伏性はや や強。耐冷性 は中。穂いも ちほ場抵抗 性は不明。 |
| 水 稻 も ち | みやこが ねもち (こがね もち) | 信濃糯 3 号 農林 17 号 | 昭 33 | 8.6 | 9.17 | 偏 穗 重 型 | 稀・中・褐 | 上 の 下 | 山間高冷地 を除く県下 一円 | 餅質及び食 味良好。いも ち病に弱く、 耐冷性はや や弱、耐倒伏 性は弱。 |
| 水 稻 新 形 質 米 | ゆきむす び | 東北 157 号 (はたじる し) 東 810 | 平 19 | 7.26 | 9.4 | 偏 穗 数 型 | 少・短・白 | 上 の 中 | 西部丘陵地 帶の標高の 高い地域、 三陸沿岸地 帶の冷涼な 地域、山間 高冷地帶 | 早生の低ア ミロース米 で極良食味。 耐冷性は強、 耐病性は強、 耐倒伏性は 中。 |
| 同 | だて正夢 | 東北 189 号 (げんきま る) 東 1126 | 平 28 | 8.5 | 9.14 | 中 間 型 | 中・やや 短・白 | 上 の 中 | 山間高冷地 を除く県下 一円 | 白米アミロ ース含有率 が「ひとめぼ れ」と「たき たて」の中間 で、極良食 味。耐倒伏性 はやや強、耐 冷性は強。千 粒重は 20g 程 度で軽い。 |
| 同 | たきたて | 奥羽 343 号 東北 153 号 | 平 13 | 8.4 | 9.16 | 偏 穗 | 少・短・白 | 上 の | 山間高冷地 を除く県下 | 低アミロ ース米で極良 |

| | | | | | | | | | | |
|---------|-------|--|------|-----|------|------|-------|-----|---------------------|---|
| | | | | | | 数型 | | 中 | 一円 | 食味。耐冷性はやや強、耐病性、耐倒伏性はやや強。 |
| 同 | 金のいぶき | たきたて 北陸糯 167 号 (めばえもち) | 平 28 | 8.5 | 9.19 | 偏穗数型 | 少・短・白 | 中の上 | 山間高冷地を除く県下 一円 | 低アミロース巨大胚品種。玄米での食味が優れ、GABAやビタミンE含有量が多い。耐冷性は強。いもち病抵抗性は葉いもちは中、穂いもちはやや弱。 |
| 水稻酿造好適米 | 藏の華 | 東北 140 号 山田錦と東北 140 号の F ₁ | 平 9 | 8.1 | 9.9 | 穗数型 | 中・短・白 | 上の下 | 平坦地帯、西部丘陵地帯の標高の低い地域 | 心白の発現が少ない酒造好適米。穂数が多く多収。短稈。耐倒伏性はやや弱、耐冷性は強。 |

(2) 麦

| 種類 | 品種名 | 来歴 | 優良品種程度採用年次(※) | 秋播期(月日) | 出穗期(月日) | 成熟期(月日) | 芒の長短 | 株の開閉 | 耐倒伏性 | 耐病性 | | | 品質 | 概要 |
|----|-------|---|---------------|---------|----------|----------|------|------|------|-----|-------|------|--|----|
| | | | | | | | | | | さび病 | うどんこ病 | 赤かび病 | | |
| 小麦 | あおばの恋 | 関東 105 号と Veery' S の F ₁ 西海 171 号 | 平 20 | II | 4.2 6 | 6.1 7 | やや長 | 中 | 中 | やや弱 | やや弱 | 中の上 | 早生。中稈で耐倒伏性は中。製粉歩留まりが高く、アミロース含量がやや低く製麵適性が優れる。 | |

| | | | | | | | | | | | |
|----|------------|--|------|--------|----------|----------|-----------------------|---------------------------------|---------------------------------|---|---|
| 同 | シラネコムギ | 北陸 49 号 東海 80 号 | 平元 | IV | 5.1 | 6.2 0 | 中 閉 強 | 中 や や 強 | 中 の 上 | 中稈・強稈で草型 も良く、耐寒雪性 は強。穂発芽性は 難。加工適性が高 く、麵用粉として 食味も良好である。 | |
| 同 | 夏黄金 | 関東 123 号と 東北 214 号の F ₁ ・関東 123 号と 東北 209 号の F ₁ の F ₁ もち盛系 C-3170a | 平 28 | V | 5.1 | 6.1 9 | 極 短 や や 開 | 強 | 中 中 中 中 の 上 | 中稈・強稈で耐倒伏性は強。凍上害抵抗性、耐寒性は強。穂発芽性は難。赤かび病抵抗性は中。製パン適性が高く、中華麺にも適する。 | |
| 大麦 | シュンライ | ミノリムギ 東山皮 68 号 | 平 3 | I | 4.1 9 | 6.2 | や や 長 閉 | 強 | - や や 弱 や や 弱 | 中 の 中 中 の 中 | 中稈・強稈で草型 も良く耐倒伏性 強。赤かび病、うどんこ病にやや弱く、耐寒性はやや強、耐雪性は中。 |
| 同 | ホワイトイフアイバー | 東山系糯 437 号 東山皮 96 号 | 平 28 | I ~ II | 4.2 1 | 6.4 | 長 中 や や 強 | - や や 強 や や 弱 | 中 の 中 中 の 中 | 中稈で耐倒伏性は やや強。赤かび病 にやや弱く、耐寒 性はやや強、耐雪 性は強。もち性。 | |
| 同 | ミノリムギ | 東山皮 1 号 コウゲンムギ | 昭 44 | IV ~ V | 4.2 4 | 6.5 | 長 中 や や 強 | 中 強 中 中 の 中 | 中 の 中 中 の 中 | 多収、長稈で株が やや開き、耐倒伏 性はやや強。赤か び病は中。耐寒性・ 耐雪性は強。 | |

宮城県告示第17号

県営深谷西地区土地改良事業（区画整理事業）変更計画を定めたので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第6項の規定において準用する同法第87条第5項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、当該土地改良事業変更計画について不服があるときは、同法第88条第6項において準用する同法第87条第6項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に宮城県知事に審査請求をすることができる。

令和8年1月20日

宮城県知事 村井嘉浩

1 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業変更計画書の写し

2 縦覧期間

令和8年1月20日から令和8年2月18日まで

3 縦覧場所

石巻市役所、河南総合支所、東松島市役所及び鳴瀬庁舎

宮城県告示第18号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

令和8年1月20日

宮城県知事　村　井　嘉　浩

1(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

大崎市（次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的

水源の涵養^{かんよう}

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

2(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

大崎市（国有林。次の図に示す部分に限る。）、大崎市（次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（水産林政部森林整備課）及び大崎市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮城県告示第19号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、令和 8 年 1 月 20 日から 30 日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県北部土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和 8 年 1 月 20 日

宮城県知事　村　井　嘉　浩

| 道路の種類 | 路線名 | 供用開始の区間 | 供用開始年月日 |
|-------|-------|---------------------------------------|-----------------|
| 一般国道 | 347 号 | 加美郡加美町漆沢筒砂子無番地先から 同郡加美町漆沢筒砂子無番地先まで | 令和 8 年 1 月 20 日 |

宮城県告示第20号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、大崎広域都市計画を次のとおり変更した。

なお、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、当該都市計画についての関係図書を宮城県庁（土木部都市計画課）において公衆の縦覧に供する。

令和8年1月20日

宮城県知事 村井嘉浩

1 都市計画の種類及び名称

- (1) 種類 大崎広域都市計画道路
- (2) 名称 3・2・1号 国道幹線

2 都市計画の変更に係る土地の区域

(1) 追加する土地の区域

大崎市 古川荒谷字竹ノ花、古川荒谷字新町東、古川狐塚字忽滑、古川荒谷字本町東、古川小野字新鶴巻、古川小野字新羽黒、古川小野字羽黒、古川小野字沢田、古川小野字白山、古川小野字馬場、古川小野字新田、古川小野字上滝沢、古川小野字横沢、古川小野字下蝦沢、古川小野字姥沢、古川小野字一ノ坪、古川小野字中蝦沢、古川清水沢字向原の各一部

栗原市 高清水上萩田、高清水中の茎、高清水松の木沢田、高清水豊田の各一部

(2) 廃止する土地の区域

大崎市 古川荒谷字芋川、古川荒谷字竹ノ花、古川荒谷字新町東の各一部

宮城県告示第21号

大和町から仙塩広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和8年1月20日

宮城県知事 村井嘉浩

1 都市計画の種類及び名称

- (1) 種類 仙塩広域都市計画下水道
- (2) 名称 大和町流域関連公共下水道

2 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

宮城県告示第22号

大河原町から仙南広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和8年1月20日

宮城県知事 村井嘉浩

1 都市計画の種類及び名称

- (1) 種類 仙南広域都市計画下水道
- (2) 名称 大河原町流域関連公共下水道

2 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

宮城県告示第23号

亘理町から亘理都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和8年1月20日

宮城県知事 村井嘉浩

1 都市計画の種類及び名称

- (1) 種類 亘理都市計画下水道
- (2) 名称 亘理町流域関連公共下水道

2 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

令和8年1月20日

宮城県知事 村井嘉浩

1 落札に係る物品又は役務の名称及び数量

県立高等学校教育用タブレット端末機器再設定等業務 一式

2 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地

教育庁教育企画室 仙台市青葉区本町3丁目8番1号

3 落札者を決定した日 令和7年12月22日

4 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地

テクノ・マインド株式会社 仙台市宮城野区榴岡1丁目6番11号

5 落札金額 27,945,700円（消費税及び地方消費税を除く。）

6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

7 入札の公告を行った日 令和7年11月11日

政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

令和8年1月20日

宮城県知事 村井嘉浩

1 入札に付する事項

- (1) 調達案件及び数量 交通管制システム保守点検業務 一式
- (2) 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 履行期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
- (4) 履行場所 仙台市青葉区本町三丁目8番1号 宮城県警察交通管制センターほか

2 入札に参加する者に必要な資格等に関する事項

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者又は開札時までに宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。
- (3) 平成12年3月31日以前に民事再生法（平成11年法律第225号）附則第2条による廃止前の和議法（大正11年法律第72号）第12条第1項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
- (4) 平成12年4月1日以後に民事再生法第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第174条第1項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があった場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- (6) 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (7) 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成20年11月1日施行）別表各号に規定する次のいずれにも該当しない者であること。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

ア 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は、非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は、法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合は、その者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合、又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

イ 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしていると認められるとき。

ウ 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人

等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

エ 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

オ 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

(8) 障害発生時に速やかに復旧対応ができる体制を有していること。

(9) 入札参加資格申請場所及び提出期限 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班（〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町三丁目8番1号 電話022-211-3335）へ令和8年1月30日（金）午後5時までに提出すること。

3 入札書の提出場所等

(1) 担当課

〒980-8410 宮城県仙台市青葉区本町三丁目8番1号

宮城県警察本部総務部会計課調度係（電話022-221-0429）

(2) 入札説明書等の交付方法

この入札公告が掲載された物品等電子調達システムからダウンロードできる。

(3) 一般競争入札参加資格審査

入札を希望する者は、入札説明書に定めるところにより令和8年2月13日（金）までに必要書類を作成の上提出し、参加資格の審査を受けなければならない。また、開札日までの間において、当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(4) 入札書の提出期限

入札書を持参する場合は、(5)の開札の日時までとする。ただし、郵送による場合は、令和8年3月2日（月）午後5時までに、調達案件名称及び開札日等を記載の上、配達証明付書留郵便にて(1)あて必着のこと。提出期限を過ぎて提出された入札書は、いかなる事由があっても受理しない。

(5) 開札の日時及び場所

ア 日時 令和8年3月3日（火）午前9時30分

イ 場所 宮城県仙台市青葉区本町三丁目8番1号 宮城県警察本部庁舎地下1階入札室

4 入札に参加することができない者

2に定める資格を有しない者及び3の(3)における審査により資格を有しないとされた者

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金 財務規則（昭和39年宮城県規則第7号）第98条第1項第3号の規定により、免除とする。ただし、入札に参加しようとする者が契約を締結しないこととなるおそれがあると認めるときは、同第97条の入札保証金又はこれに代える担保の納付を求めることがある。

(3) 契約保証金 財務規則第113条及び第114条の規定による。

(4) 入札の無効 本公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札は、無効とする。

(5) 入札金額の記載方法 入札書に記載する金額は、契約期間全体の委託料の総額を記載すること。また、契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する消費税及び地方消費税の額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。以下同じ。）を加えた金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- (6) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (7) 契約書作成の要否 要
- (8) この契約は、電子契約を選択することができる。
- (9) この入札に係る調達案件は、年度当初から業務を開始する必要があることから地方自治法及び地方自治法施行令に基づき条例で定めた長期継続契約として、年度開始（歳出予算成立）前に契約手続を進めているものである。
したがって、この発注案件に係る歳出予算が不成立となったときは、入札の中止や契約の解除を行う。
- (10) 詳細は入札説明書による。

6 概要

Summary

- (1) Place and deadline for submitting bid form : Supplies section, Accounting Division, General Affairs Department, Miyagi Prefectural Police Headquarters, March 2, 2026, 5:00 p.m.
- (2) Item/Service Required : Service of traffic control system maintenance - 1 set
- (3) Date and Place of Bid Selection : Bidding room, Miyagi Prefectural Police Headquarters
March 3, 2026, 9:30 a.m.
- (4) Contact : Supplies Section, Accounting Division, General Affairs Department, Miyagi Prefectural Police Headquarters 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi 980-8410 Japan
Tel.:022-221-0429

教育長に対する事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年1月20日

宮城県教育委員会

宮城県教育委員会規則第1号

教育長に対する事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則

教育長に対する事務の委任等に関する規則（昭和31年宮城県教育委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|---|---|
| <p>第1条 [略]</p> <p>(1)～(11) [略]</p> <p>(12) <u>高等学校及び県立中学校の入学者の選抜方針を定めること。</u></p> <p>(13)～(18) [略]</p> <p><u>(19)～(25)</u> [略]</p> <p>2 [略]</p> | <p>第1条 [略]</p> <p>(1)～(11) [略]</p> <p>(12) <u>高等学校入学者の選抜方針を定めること。</u></p> <p>(13)～(18) [略]</p> <p><u>(19) 請願及び陳情の採択を行うこと。</u></p> <p><u>(20)～(26)</u> [略]</p> <p>2 [略]</p> |
| <p>第2条 [略]</p> <p><u>(1) 前条第1項第5号に掲げる事務のうち、法令の改正等に伴う軽微な改正を行うこと。</u></p> <p><u>(2)～(10)</u> [略]</p> <p><u>(11) 前条第1項第19号に掲げる事務のうち、訴えの提起及びその取下げ並びに和解を行うこと以外の事務に関すること。</u></p> <p><u>(12) 前条第1項第20号に掲げる事務のうち、行政文書の開示等の決定又は個人情報の開示等の決定に関する審査請求に対し裁決すること。</u></p> <p><u>(13)～(15)</u> [略]</p> <p>2 [略]</p> | <p>第2条 [略]</p> <p><u>(1)～(9)</u> [略]</p> <p><u>(10) 前条第1項第20号に掲げる事務のうち、訴えの提起及びその取下げ並びに和解を行うこと以外の事務に関すること。</u></p> <p><u>(11) 前条第1項第21号に掲げる事務のうち、行政文書の開示等の決定又は個人情報の開示等の決定に関する審査請求に対し裁決すること。</u></p> <p><u>(12)～(14)</u> [略]</p> <p>2 [略]</p> |

附 則

この規則は、令和8年2月1日から施行する。

宮城県内水面漁場管理委員会指示第1号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項及び第171条第4項の規定により、コイ（マゴイ及びニシキゴイをいう。以下同じ。）の持ち出し及び移植並びに放流等について、次のとおり指示するものとする。

令和8年1月20日

宮城県内水面漁場管理委員会

会長 小野寺秀也

1 指示の内容

（1） 持ち出しの禁止

県内の公共用水面及びこれと連接一体を成す水面において、コイがコイヘルペスウイルス病にかかったときは、当該水域においては、コイを持ち出してはならない。ただし、公的機関等がコイヘルペスウイルス病のまん延防止の処置に供する場合は、この限りでない。

（2） 移植の制限

県内の公共用水面及びこれと連接一体を成す水面において、コイがコイヘルペスウイルス病にかかっている疑いがあると認められるときは、当該水域からコイを移植してはならない。

（3） 放流等の制限

ア 県内の公共用水面及びこれと連接一体を成す水面において、コイを増殖等の目的で放流しようとするときは、その放流しようとするコイについて、コイヘルペスウイルス病に係る次に掲げる要件のすべてに該当していることを確認しなければならない。

（ア）汚染水域由来でないこと。

（イ）汚染水域由来のコイと水を介しての接点がないこと。

（ウ）PCR検査で陰性が確認されたコイ群であること。

イ アの確認がとれないときは、その生死を問わず、公共用水面及びこれと連接一体を成す水面に遺棄してはならない。

（4） 適用除外

（1）から（3）までの指示は、宮城県内水面漁場管理委員会が特に必要と認めるときは、適用しないものとする。

2 指示をする期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

3 指示をする区域

県内の公共用水面及びこれと連接一体を成す県内の水面